

高校1年生・キャッチアップ経過措置の方へ

## HPVワクチンの公費接種は令和8年3月31日まで

健康推進課 ☎0422-24-8050

小学6年生～高校1年生相当の女性を対象に、子宮頸がんなどを予防するため、HPVワクチンの定期接種を実施しています。次に該当する方は、公費接種の期限が迫っているため、市から勧奨はがきを送付しました。

### ◆高校1年生相当の方

定期接種の最終年度です。接種完了までに約6カ月かかるため、希望する方は9月末までに接種を開始してください。

### ◆平成9年4月2日～21年4月1日生まれで令和4年4月1日～7年3月31日に同ワクチンを1回以上接種した方

キャッチアップ接種の経過措置対象者です。2・3回目の公費接種を希望する場合は、12月末までに2回目の接種をしてください。

※接種には市の予診票が必要です。お手元に見当たらない方は同課へご連絡いただくか、市HPから申請してください(発送まで2週間程度かかる場合があります)。

※市内および調布市・武蔵野市・小金井市・世田谷区・杉並区の協力医療機関以外で接種する場合は、事前申請が必要です。



## 介護保険に関するお知らせ

介護保険課 ① ☎0422-29-9277、② ☎0422-29-9274

### ①7月中旬に令和7年度の介護保険料の決定通知書を発送します

#### 公的年金を年額18万円以上受給している方

原則、特別徴収(年金からの天引き)となります。

#### 普通徴収の方

納期限(年度8回)までに金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリなどで納付をお願いします。口座振替の方は、各納期限に指定口座から引き落とされます。

※介護保険法施行令の一部改正により、今年度から第1・2・4・5段階の介護保険料算定基準が「80万円」から「80万9,000円」に見直されました。

### ◆市独自の保険料軽減制度(65歳以上で低所得者の方)

次のすべての条件に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。詳しくは市HPでご確認ください。

- 介護保険料の所得段階が第1～3段階(生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入居者を除く)
- 前年中の収入が、第1段階の方は80万9,000円、第2・3段階は160万円以下(世帯員が1人増すごとに60万円を加算)
- 自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない
- 200万円(2人以上の世帯は400万円)を超える預貯金などの資産を所有していない
- 住民税が課税されている方の扶養を受けていない

申7月16日(水)～29日(火)に必要書類を同課(市役所1階11番窓口)へ

※災害など特別な事情により納付が困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

### ②7月中旬に介護保険負担割合証を発送します

要介護・要支援認定を受けている方と総合事業対象の方に、8月以降の利用者負担割合(1～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を発送します。介護保険サービスを利用する際は、必ずケアマネジャーとサービス提供事業者提示してください。



7月7日(月)から上限額を拡充!

## 住宅などへの防犯対策費用を一部補助します

安全安心課 ☎0422-45-1116

市では、侵入盗などの犯罪を未然に防ぐために、住宅などへの防犯対策費用の一部を補助しています。7月7日以降の申請分からは、都の補助金制度を活用し、補助の上限額を拡充します。拡充前に申請し、追加申請が可能な方には、案内を送付します。

### ◆対象者

防犯対策を実施した住宅などの所有者、使用者、管理組合(1住宅などにつき1回限り)

※個人が申請する場合、同一世帯全員に市税の滞納がないこと。

### ◆補助対象となる防犯対策

令和6年10月30日以降に市内の住宅(共同住宅を含む)や店舗、事業所などで実施した次の防犯対策

防犯カメラの設置、防犯性能の高い錠または補助錠の取り付け、サムターンカバーおよびロックカバーの取り付け、防犯フィルムの貼り付け、センサーアラーム・ダミーカメラ・モニター付きインターホンの取り付け など

### ◆補助額

実費の2分の1(上限35,000円。1,000円未満切り捨て)

※複数の防犯対策を合わせた申請も可。

申 申請書兼請求書(市HPまたは同課<元気創造プラザ5階>で入手)と必要書類を直接または郵送で「〒181-0004新川6-37-1安全安心課」へ



## 総合オンブズマン 令和6年度活動実績

政策法務課 ☎0422-29-9165

総合オンブズマンは、市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

### 月別苦情申し立て受付状況 (6年4月～7年3月)

| 区分  | 受付<br>件数 | 市内・市外在住者別 |           | 本人・代理人別 |     | 受付方法 |                   |
|-----|----------|-----------|-----------|---------|-----|------|-------------------|
|     |          | 市内<br>在住者 | 市外<br>在住者 | 本人      | 代理人 | 来訪   | 電話・郵送・<br>FAX・メール |
| 6月  | 1        | 1         | 0         | 1       | 0   | 1    | 0                 |
| 7月  | 3        | 3         | 0         | 3       | 0   | 3    | 0                 |
| 11月 | 2        | 2         | 0         | 2       | 0   | 1    | 1                 |
| 12月 | 1        | 1         | 0         | 1       | 0   | 1    | 0                 |
| 合 計 | 7        | 7         | 0         | 7       | 0   | 6    | 1                 |

※苦情申し立てのない月は省略。

### 組織別苦情申し立て内容

| 区分    | 受付<br>件数 | 内容                                                                   |
|-------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 市民部   | 2        | ●市民課職員の対応について<br>●固定資産税評価の見直しについて                                    |
| 健康福祉部 | 4        | ●障がい者支援課職員の対応について<br>●生活福祉課職員の対応について(2件)<br>●高齢者支援課職員および委託事業者の対応について |
| 都市整備部 | 1        | ●生活道路の安全対策について                                                       |
| 合 計   | 7        |                                                                      |

### 苦情申し立て処理状況

| 区分                     | 件数 |
|------------------------|----|
| 苦情申立人に結果を通知したもの        | 7  |
| 苦情申し立ての趣旨に沿ったもの        | 1  |
| 行政の不備がないもの             | 6  |
| 苦情調査をしなかったもの           | 1  |
| 所管外となったもの              | 1  |
| 苦情調査を中止したもの、または打ち切ったもの | 0  |
| 苦情申し立てが取り下げられたもの       | 0  |
| 次年度に調査を持ち越したものの        | 0  |

※前年度から持ち越したものの1件を含む。